

■ 変更の届け出について

入所後に、住所、家族構成、保護者の就労状況等、入所申込書等の記載した事項に変更が発生したときは、速やかに茅ヶ崎市児童クラブ記載事項変更届出書及び必要な書類を提出してください。

■ 長期の欠席について

入所児童が疾病その他の理由により引き続き2週間以上欠席するときは、茅ヶ崎市児童クラブ欠席届出書を提出してください。なお、休所制度は設けておりません。

■ 退所について

<退所の届け出>

入所児童が、「退所を希望する」ときは、**退所希望月の10日**までに「茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書」を提出してください。

10日を過ぎますと、退所月が翌月となり、育成料等が発生しますので、ご注意ください。

また、一度退所して、年度内に再申請する場合で、申請児童が定員を超過する場合、調整指数-2となりますので、ご注意下さい。

<退所日>

児童クラブの退所日は、茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書を提出した日によって次のようになります。

10日までの提出：提出した日を含む月末

11日以降の提出：提出した日を含む翌月末